

第79号議案

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

第2条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育ICT化推進室長

第2条第7項中「主席参事」の右に「ならびに教育ICT化推進室長」を加える。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則」  
の一部改正について

1 改正の理由

- ・令和2年度の組織改編に伴い、教育総務課に「教育ICT化推進室」を設置する。

2 改正内容

- ・第2条第1項中、第4号に「教育ICT化推進室長」を加える。
- ・第2条第7項中「主席参事」の右に「ならびに教育ICT化推進室長」を加える。

3 施行日

- ・令和2年4月1日

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (職の設置)</p> <p>第2条 法律に特別の定めがあるもののほか、滋賀県教育委員会事務局 (以下「事務局」という。)に次の職を置く。</p> <p>(1) 教育次長 (2) 課長 (3) 主席参事 (新設) (4) 健康福利室長 (5) 総括補佐 (6) 課長補佐 (7) 主幹 (8) 係長 (9) 副主幹 (10) 主査</p> <p>2 必要があるときは、事務局に理事および管理監を置き、事務局の課 に参事、室長補佐、副参事および指導主任を置く。</p> <p>3 理事は、教育長を助け、教育長が指定する特に重要な事務を掌理す</p>	<p>第1条 省略 (職の設置)</p> <p>第2条 法律に特別の定めがあるもののほか、滋賀県教育委員会事務局 (以下「事務局」という。)に次の職を置く。</p> <p>(1) 教育次長 (2) 課長 (3) 主席参事 (4) <u>教育ICT化推進室長</u> (5) 健康福利室長 (6) 総括補佐 (7) 課長補佐 (8) 主幹 (9) 係長 (10) 副主幹 (11) 主査</p> <p>2 必要があるときは、事務局に理事および管理監を置き、事務局の課 に参事、室長補佐、副参事および指導主任を置く。</p> <p>3 理事は、教育長を助け、教育長が指定する特に重要な事務を掌理す</p>

る。

- 4 教育次長は、教育長を助け、事務局の事務を整理する。
- 5 管理監は、教育長を助け、教育長が指定する特定の事務を掌理する。
- 6 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主席参事および健康福利室長は、課の事務のうち、課長が指定する事務を掌理する。

以下 省略

る。

- 4 教育次長は、教育長を助け、事務局の事務を整理する。
- 5 管理監は、教育長を助け、教育長が指定する特定の事務を掌理する。
- 6 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主席参事ならびに教育ICT化推進室長および健康福利室長は、課の事務のうち、課長が指定する事務を掌理する。

以下 省略